

## 身体訓練(兵式体操)による「国民」の形成

—森有礼に注目して—

安東由則

(武庫川女子大学教育研究所)

### Making “Nation” through Physical Training (Military Drill): Focusing on Arinori Mori

Yoshinori Andoh

*Institute for Education,*

*Mukogawa Women's University, Nishinomiya 663-8558, Japan*

#### Abstract

The aim of this paper is primarily to examine the developing process of making “nation” through military drill at schools in the Meiji Era, Japan. The present author focused on Arinori Mori, the first Minister of Education, who introduced military drill into the boys' secondary schools and promoted it enthusiastically.

Mori had realised the importance of physical training in education since his youth, but hadn't show it. Whereas, in 1879, he insisted on “Kyoiku-ron”, which proposed an introduction of military drill into modern schools. It is hypothesized that Mori wrote “Kyoiku-ron” as a counterplot against “Kyogaku taishi” written by Eifu Motoda.

And following is discussed. Mori had an strong idea that people couldn't be secured human natural rights without the independence of their “state”. People must have a great deal of duty to devote to “state” for keeping the state independence. The loyalty to “state” of people should be regarded as a system, not involving morality. And military drill at schools should be considered as a desirable means to make “nation” without violating human natural rights.

#### 1. はじめに —問題意識—

近代日本における国民国家(nation state)を支える国民づくりの過程については、近年様々な観点から多くの研究成果が蓄積されてきた<sup>1)</sup>。本論文は、日本ではまだ十分に議論されてこなかった近代化の指標である「従順な身体」(Foucault 1979)づくりに焦点を当て、日本における「国民」形成が近代学校を舞台にいつ頃、どのように始められたのかを明らかにしていくことを目的とする。

それまで地域や身分、言葉などにより何重にも分断され、まとまりを欠いていた人々を、近代国家の名の下に再編し、それを支える「国民」を創出しようとする時、身体もその重要な対象となった。筆者は日本における国民づくりを真に理解し、「従順な身体」づくりという方法を意識的に導入したのは初代文部大臣、森有礼ではないかと考えている。森は文部大臣に就任するや、まず男子中等学校へ兵式体操を導入し、運動会を奨励すると同時に洋装制服を取り入れることを徹底して行った<sup>2)</sup>。さらに実行されてはいないが、一般の人々をも学校に集め、兵式の体操を実行させようとの意図を明確に持っていたのである。一般の人々にまで兵式体操を実行させ、軍人を介して身体訓練を行おうとする姿勢は、従来とは大きく異なる身体観に基づき、身体を作り替えようとする意図が認められる。園田(1975, 46-47頁)が指摘しているように、森は誰よりも早く国民国家づくりを意識した人物であり、国民国家にふさわしい「国民」を作っていくため

の手段として、意図的に兵式体操を導入したと考える。

明治期学校制度の確立に大きな働きをした開明派官僚森有礼については、多くの先行研究(武田 1957, 園田 1975, 大久保 1972, Hall 1973, 上沼 1979, 犬塚 1983, 1986, 林 1986, 木村 1986 など)がなされているが、本論文ではそれらを参考にしつつ、日本における国民国家づくりの観点から、森が兵式体操を選びとり、身体の規律化を始めるに至る社会的経緯とその思想の形成過程を探っていく。特にここでは、兵式体操の導入について初めて公言した明治12年の「教育論」が書かれるまでの過程に焦点を当てる。

以下ではまず、近代学校への兵式体操導入前と後での身体の扱い方の変化を年報、学校史などの諸資料から描いた後、森の教育観とその中での身体の捉え方がどのように形成されたかを後付ける。さらに、兵式体操という方法を学校に導入しようとするにいたる社会的経緯を検証し、考察を加えることとする。

## 2. 森文政による学校体育の変化

### (1) 「学校令」以前—不活発な体育授業—

明治19年、初代文部大臣森有礼により「中学校令」「師範学校令」などから成るいわゆる「学校令」が公布され、男子中等学校で兵式体操の実施を含む体育の実行が積極的に行われるに至るまで、学校における体操のあり方はいかなるもので、人々は身体をどのように捉えていたのか。

近代学校への体育導入以前において、多くの民衆にとって身体の鍛錬などといったものは無縁であり、身体の健康は「養生」として捉えられていたといっただろう(瀧沢 1993 など)。よって「学制」により近代学校に「体術」という科目が導入されたものの、身体教育の意義やそのやり方は理解されず、名ばかりの存在にすぎなかった。例えば明治8年の『小学入門便覧』では、体操について「兵隊の下造らへ杯と唱ふ者無きにしも非ず是大ひなる過言なり」(木下 1971, 40 頁)とわざわざ断らねばならない状況であった。それまで人々の身体は「養生」の対象として個人レベルで捉えられていたのであり、他者の号令の下に皆が一斉に身体を操られることは兵士以外になく、そうした強制的な身体運動は「兵隊の下拵え」として忌避されたのである。また、明治9-10年頃では「諸縣共ニ其教育スル所ハ知ヲ第一トシテ徳之ニ次キ身體ノ教育ニハ敢テ意ヲ用ヒサル者ノ如シ」(『文部省第4年報』, 43 頁), 「専ラ智能教育ニ傾斜シテ徳義身体ノニ教育ハ(修身口授課及体操場等ノ設ナキニハアラネトモ之ヲ実施スル者鮮シ)之ヲ措テ顧サルモノノ如シ」(『文部省第5年報』, 29-30 頁)といった状況であり、長崎県でも「体操ハ度外ニ置キ各地地方共ニ其設アルヲ見ス」(『文部省第7年報』付録, 13 頁)とされた。

一方、中等学校では学業ばかりに専念して身体をこわす若者が多いなど、当時の生徒たちの主知主義的傾向に対する批判が高まっていた。伊澤修二は明治10-11年頃の様子を「学問ばかり勉めしめて体育を顧みなければ、生徒の身体は日々衰えてしまふとは朝野の有識者の等しく慨嘆する所」(伊澤 1912, 50 頁)と述べ、「体操伝習所設立趣旨」でもこの時期の様子が「本邦教育の方法は専ら智育の一方に傾向して体育の諸術は概ね之を放着して復た其利害を唱ふる者なきが如し」(木下 1971, 73 頁)と記述されている。

こうした状況にあって、文部省学監マレー(Murray, D.)は明治10年(1877)、「身体之教育」なる意見書を文部省に提出し、三育(知育・徳育・体育)主義の立場から身体教育の実行を強く説いた。文部省も体育振興の必要性を認め、そのためには体育理論や指導方法の確立が不可欠だとして、欧米の体操術を本格的に取り入れる準備を始めている。明治9-10年に田中不二麻呂文部大輔がアメリカ滞在中に体操が盛んであったアマースト(Amherst)大学に赴き研究した際、日本への指導者派遣の道筋はつけられたようだ(能勢 1995)。そうして明治11年にアメリカ人医師リーランド(Leland, G. A.)が招聘され、同年体操の普及を図るために体操伝習所が開設されて体操教員の養成が始まったのである。リーランドは医学的見地から体操を3年間指導したのであり、その内容は主に、棍棒、リング、輪などを使って身体各部位の調和的発達を図る軽体操(普通体操)であった。

そうした中、明治12年(1879)の「徴兵令」改正に絡んで学校への兵式の体操の導入が議論されている。また明治13年、「教育令」改正の審議で、あるいは改正後も学校への兵式体操取り入れが提案され、同年には体操伝習所でも歩兵操練が科目として加えられたのである<sup>3)</sup>。しかしながら学校現場においては、体

操がそれほど熱心に行われていないという状況にあまり変わりはない。明治15年12月に行われた九鬼文部少輔の示諭(「各府県学務課長等招集ノ節文部卿九鬼文部少輔ヨリノ示諭」)では「正式ノ体操ヲ目シテ直チニ兵技ノ予習トナシ之ヲ厭忌スル事情アルモノノ如キハ暫ク適宜ノ運動ヲ以テ之ニ換ヘ」(木下1972, 20頁)と述べており、学校では明治15年頃においても軽体操すら兵隊の訓練として捉える風潮はまだ強いのが現状であった。森は明治15年の「学政片言」で、「體軀ノ鍛煉ハ古来我邦最モ缺ケル所ニシテ、今日ニ至リ世人尚未タ其順要至重ナルヲ覚ラスニ似タリ」(大久保『森有礼全集』—以下『全集』1, 1972, 333頁)と、その状況を嘆いている。

ところが明治16年(1883)の「徴兵令」の改正に絡んで、兵式体操の中等学校への導入問題はよりクローズアップされていく。先述の「示諭」で九鬼文部少輔は「人民の徳義は即ち国の徳義人民の智能は即ち国の智能人民の強健は即ち国の強健」(木下1971, 75頁)と述べ、翌16年「東京遊戯会発会式ノ祝辞」において辻新次は「人々ノ虚弱ハ即チ國家ノ虚弱ニシテ人々ノ健強ハ即チ國家ノ健強ニシテ其ノ關係ノ廣且ツ大ナルコト知ルヘキナリ」(『大日本教育会雑誌』2号1883, 55頁)と説くなど、体育の重要性、必要性が国家の立場から強く叫ばれるようになった。この「徴兵令」改正では、第12条に「官立公立学校(小学校ヲ除ク)ノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアルヘシ」(能勢1995, 224頁)とするなど学校に関わりのある項目が立てられたため、これを機に兵式操練を取り入れようとの動きが徐々に本格化していったのである。

とはいえ、学校現場ではその指導法についての理解が乏しく、指導できる者がおらず、中等学校では主知主義的な考え方がまだまだ支配的であった。また中学校の数は多いがその質は様々であって、歩兵操練は十分に浸透しないのがその実状であった。例えば「山口中学校本分校明治十七年報」で、「将来須要ノ件」として「第一生徒ノ体操ハ武技体操(歩兵操練)ヲ加ヘ以テ生徒ノ体力ヲ強健ナラシメ…」(山口中学校1884, 18頁)としている。身体訓練は「徴兵令」という外的誘因によって消極的に受け入れられていたに過ぎず、体育への関心はまだまだ低かった。

## (2) 「学校令」以後

体操を取り巻く状況は森が文部省御用掛兼勤となった明治17年(1884)以降から大きく変化し始める<sup>4)</sup>。森による「中学校令」「師範学校令」の発布(1886)を境に男子中等学校では兵式体操が正式に取り入れられ、それに伴い服装の洋装化が全国一斉に図られるなどした。それまで不明確であった体操の内容や方法が詳細に示され(明治19年の「尋常中学校ノ学科及其程度」, 「兵式体操細目」), 体系化されて、有効に機能するように整備されたのである。例えば、福山中学では「学校令」に先立つ「一八(一八八五)年一月二〇日、本県士族退役歩兵大尉川崎辰巳氏を雇用して、歩兵操練科教授の任を嘱し、一八年一二月一日から『歩兵操練』の授業を開始した。…さらに翌一九年五月二五日、福山中学校は文部省から『短エンピール銃』七〇挺、ならびにその付属品の貸与を受けて、いよいよ執銃による本格的操練が行われることになった」(広島県立誠之館高等学校—以下、誠之館1988, 374-5頁)。また愛知県尋常中学校でも、明治19年の「六月に歩兵操練用銃器が付属品とともに愛知県から交付された。それをもとに新たに歩兵操練科を設けて初等科六級生以上に教授した。このときから生徒に洋服を着用させることになった」とある(愛知県立旭丘高等学校—以下、旭丘1977, 50頁)。

その授業の指導はというと、前述のように退役軍人がこれを指導する学校もあり、体操教師が行うところもあった。福山中学では退役歩兵らが指導に当たり、「毎朝兵式体操ノ時間ニハ、ラッパノ信号ニヨリ全員操練場ニ出、二・三ノ若キ先生モ剣ヲ吊シテ訓練ヲ指導」した。授業内容は「柔軟体操(徒手体操)、器械体操、部隊トシテノ号令ニヨリ行動(行進等)、銃剣ヲ携エテノ行動、行進ヤ各員分散シテノ銃剣術ヲモ致シマシタ。(銃剣術ハ、膝ヲ屈シテ構エ、銃ニ附シタル剣ヲ前方ニ向ケ四五度ニ構エ、号令ニ応ジテ持チ上ゲ前方ヲ突ク等。イロイロノ行動ヲナスモノ)」(誠之館375頁)という状況であった。さらに「二十年十月、一、二級生(四、五年生)は、東春日井郡小幡ヶ原ではじめて兵式演習を行った」(旭丘50頁)、「時々近郊二・三里ノ地ニ行軍」(誠之館376頁)をしたと述べられている。また、兵式体操では銃や火薬を用いた訓練も行っており、「八七年(明治20年—筆者)十月十八日文部省は『兵式体操科用銃器火薬』について

…内訓した」(広島県立国泰寺高等学校一以下, 国泰寺 1977, 76 頁), 「時ニハ空包ニヨル発火演習ガアリマシタ」(誠之館 377 頁)との記述も見られる。

兵式体操が一齐に導入され, 徹底して実行されるようになった結果, 明治 20 年の『広島県学事年報摘要』では, 「生徒ノ学業ハ漸次進歩ノ状ヲ顕シ殊ニ兵式体操実施以来身体強壯挙動活発ニシテ業務ニ勉励シ将来ヲ嘱スヘキモノ少シトセス」(国泰寺, 77 頁)と兵式体操導入の成果が強調されている。同年, 三重県の中学校でも「其体力精神ニ至テハ前年ニ比スレハ其活潑ヲ増進シ自ラ挙止厳正ノ風ヲ呈スル」(『三重県第七学事年報』1887, 11 頁)との報告がなされた。

帯刀をした退役軍人らが中心となり生徒を監督・指導する中で, 生徒たちは陸軍下士官を真似たとされる洋装制服を身にまとい, 本物のエンピール銃やスナイドル銃などをもち, 規律重視の集団訓練を繰り返した。さらに行軍や発火演習も始められたのであり, それまでの曖昧な位置づけの体操とは一変する。集団訓練の中で, 生徒らは指導者への絶対服従が求められ, その一挙手一投足が監視され, 大きな緊張が強いられた。そうした雰囲気の中で, 森が説く従順, 友情, 威儀(後に順良, 信愛, 威重)といった気質の教え込みが図られたのであり, そのような状況でこそ教え込みが可能だと考えられた。

このように, 「学校令」施行以降においては兵式体操の徹底した実施や洋装化なども含めて総合的に身体訓練がなされた結果, それまでの主知主義的な態度, 「養生」中心の身体に対する考え方は大きく変えられていくとともに, 生徒らの身体は個人のものから国家の管理下へ置かれるようになった。では, 状況を一変させた森はいかなる意図, 目的を持って学校体育に兵式体操を取り入れ, 生徒たちに徹底した身体訓練を課すようになったのか。兵式体操導入に至る彼の教育観, さらに身体観の形成過程をたどる。

### 3. 森の教育観と身体訓練の位置づけ

#### (1) 教育観の形成とその実践

薩摩藩から国禁を破って派遣された英国への留学時より, 森は「国土」としての自分を認識し, 弱肉強食の世界の中で日本という国家が欧米列強に互する近代国家として生き残り, 独立を守るという大きな課題を担っていたのであり, それを生涯一貫して考え続けたといつてよい。森は外国で学んだ経験を生かして近代国家日本の外交官として活躍するが, その初期より薩長藩閥の政治家としては珍しく教育に大きな関心を持ち, 後に教育行政に自ら関わっていくことになる<sup>5)</sup>。教育への関心は幕末に薩摩藩から派遣された留学時より既に認められる。例えば, 慶応 3 年(1867)頃, アメリカのハリス(Harris, T. L.)の農場で厳しい修行をしている間にも時間を作っては教科書を収集していたとされ(木村 1899, 31 頁), 明治 3~6 年まで少弁務使として赴いたアメリカでも, 「閑あれば, コン子クチカット州マサチューセッツ州の学校を巡視し。或は学者に就き其説を叩くを常とせり」(同上 63 頁)といった状況であった。岩倉米欧使節団の木戸孝允にも森は文教政策への大きな関心を吐露している(木戸 1930, 346 頁)。

森の教育観の基盤は, 薩摩での育ち, 西欧の精神性に触れた幕末留学時の経験を土台にしながらも, 米少弁務使時代に築き上げられたと言つてよいだろう。駐米時に森が出版した三冊の本の中には, 森の教育観が表されている。このうち, 森が編纂しランマン(Lanman, C.)に書かせた Life and Resources in America(1871)では, 共和制が成り立つには, 人々が有徳であり, 十分に教育されているという条件が確保されなければならない, それが不十分であれば不幸な状況になると指摘する(『全集』3, 6-7 頁)。日本に共和制は馴染まないとしつつも, 近代国家の条件として, 合理性を持ち自ら考え行動することができる自律した市民づくりが不可欠であり, そのためには教育制度を整備することが国家発展の大本であるとの認識をもつに至っている。また, Religious Freedom in Japan(1872)では, まず良心の自由, 信仰の自由が人間固有の自然権であり, よって人々は誰でも自由な信仰を持つことができるとの人間観を説く。そして信仰の自由が保障されるその基礎として, 法律と教育の整備が重要であることを指摘する。なぜなら, 法律こそが人々に自由を保障する根拠であり, 法律を尊重する社会が成り立つには一人ひとりに法律を尊重するという価値, 態度を教育によって内面化させねばならないと考えるからだ。森は法律と教育の両輪が整ってはじめて近代国家は成り立つと捉えており, その結果「教育は吾人の唯一の政治上安全なる盤石」

(『全集』1, 281頁)であって、「教育上に心を用ゐるの緊要なることは明白」(同上, 282頁)だと述べるに至る。もう一冊の Education in Japan(1873)は、日本における教育のあり方について米国の識者に尋ね、意見を得たものであり、教育行政への高い意欲を示すものである。また、明治4年(1871)に森が大蔵少輔吉田清成へ送った手紙(10月23日付)には、廃藩置県という大改革後、日本の「基礎トナルモノハ教学之良制ニ如クナキハ不弁シテ明カ」であり、「広ク全国之知識学カヲ富養スル」(『全集』2, 747頁)ことが国家発展のために不可欠だとする教育への価値付けが端的に示されている。こうした森の教育への高い関心の基底には、社会を善くするには何よりもその道義を理解し、実践できる人間の育成こそが大切だと考える「人物主義」(上沼 1979)があると考えられる。

明治6年に帰国した森であるが、英語公用語論を唱えるなどといったアメリカでの森の言動から木戸孝允(木戸 1930, 346頁)をはじめとして森が望んでいた文部省入りを快く思わない者も少なからずおり、入省は叶わなかった。それでも森は、福沢諭吉、西村茂樹、西周らとともに「明六社」を結成し、雑誌の発刊などを通して人々に対する啓蒙活動に乗り出す。同年、商法講習所の設立を願い出る(開設は明治8年)など、西欧の実用的知識を積極的に広めようとした。こうした活動を通して人々を啓蒙・教育し、旧弊を脱して合理的に考え、行動できる自律した人間を作ることによって文明社会がもたらされるとの予定調和的な考え方を森はもっていたと考えられる。ハリス、オリファント(Oliphant, L.)、スペンサー(Spencer, H.)らに教えられた優勝劣敗、適者生存の過酷な現実の競争社会において生き残るためには、何よりもまず近代社会にふさわしい人間づくり、人々の啓蒙こそが非常に逼迫した課題であることを自覚していたのであり、批判を浴びた英語公用語論もそれを早急に実現するための手段として捉えていた。

ここで注意しておきたいことは、明六雑誌における森の諸論に見られるように、彼の啓蒙論においては、人々の自然権を認めつつも一方的にその権利ばかりを主張しているのではなく、それを国家との関係において打ち出している点である。その立場はそれ以降も一貫して変わらない。国家の独立があり、法が整備されて初めて人々の権利は保障されるとするスペンサー的な考え方があり、ここに自由民権運動の主張との大きな差異が存在する。ともあれ、アメリカという先進国を批判的に見ながらも、近代国家の建設には教育が不可欠であり、人々への教育こそが近代国家の基礎をつくるものであるとの確信を森は獲得した。そうして、それを実現するために日本において許される範囲で活動を始めたのである。

## (2) 方法としての身体

教育の方法論として、森はこうした知的啓蒙といった手段のみを考えたわけではない。上沼(1979)、犬塚(1983)、木村(1986)らは、スペンサーの三育(知育、徳育、体育)論のみならず、森が幼少期から鹿児島で受けた郷中教育やハリス農園での影響を挙げ、身体訓練への関心の高さを指摘する。木村力雄は「徳育と体育を一体的にとらえる見方は、彼の生涯を貫いた思想であった」(木村 1986, 192頁)として、教育における身体訓練の重要性の認識を森が一貫してもっていたと述べている。特に、郷中教育やハリス農園での修行は、森が身をもって体験し、強い影響を受けたものである。まず、薩摩では郷中という集団が組織され、「二才咄格式定目」に沿って集団的な教育訓練が為された(松本 1943)。常に武道を心掛けて磨き、誠心誠意忠孝の道を尽くす者が理想とされ、鍛錬主義と言われるほど心身の鍛錬が教育上の不可欠の条件とされた。武術については「毎日の基本練習の継続によって、これを自ら体得することを主眼にして練習を重ね」(鹿児島県立図書館 1972, 142頁)たのであり、忠孝、礼節、清廉簡素、武勇剛健といった徳目の教育も重視された。また、ハリスのコロニーでは、厳しい労働と規律によって「肉体を十字架につけ」(林 1986, 93頁)、自己の欲望を滅し、ハリスへの絶対的な従順を誓う生活を送っている。身体への訓練を通しての教育、その意義を身をもって自覚していた。

そうした身体訓練の学校教育における重要性を、森が口にした事例がある。明治5年、駐米時の森がマサチューセッツ州立農科大学を訪問した時、後に札幌農学校へ来ることとなるクラーク(Clark, W. S.)の案内で軍事教練を見学し、「ひどく感じ入った面持ちで、『これこそ日本が持つべき学校の姿です。日本にはこの種の学校が必要なのです。日本の若者が自分で食料を作り、自分で国を守ることを教えるような教育機関が必要なのです』と訴えるように言った」(遠藤 1994, 607頁)とされる。また木村吉次は、森がこ

の駐在中に南北戦争を契機にボストンの学校で始められた military drill を見ていた、あるいは少なくとも知っていた可能性が高いことを指摘している(木村 1998, 45 頁)。南北戦争を機に取り入れられた military drill は、自分たちが自ら国家を守っていかうとする勇氣、国家への忠誠をもたせようとするためのものであった。学長としてこれを積極的に推進したクラークは、札幌農学校においてもキリスト教とともにこの drill を「練兵」として導入しようとし、明治 9 年の学課表では全学年各期に週 2 時間の「練兵」<sup>7)</sup>を課している(蝦名 1980, 42-43 頁)。農学校の開業式における演説で、「本国ハ目今大ニ君等ノ至誠至強ナル従事ヲ要スルニ非スヤ」、「自国ニ於テ勤勞ト信任及之ヨリ生ル栄光ノ最上地位ニ適センコトヲ勉メヨ」と国家における使命を認識し、「健康ヲ保シ情慾ヲ制シ従順ト勉強ノ習慣ヲ育ヒ時機ノ学フヘキニ遇ハ、學術ノ何タルヲ論セスカラノ及ン限リハ其智識ト妙巧ヲ求メ」(北海道大学 1981, 227 頁)よと述べたクラークは、国家への忠誠を図るための手段として「練兵」すなわち military drill を不可欠としたのである。こうした考え方に森は感心し、共感したのではないか。

森は少なくとも少弁務使としてあった駐米時には、学校教育上における身体訓練の重要性を認識していた。しかしその後の日本において、知的啓蒙を通しての間接的教育活動は行っても、学校教育への身体訓練導入という方法論を明治 12 年の「教育論」発表に至るまで、無意図的であるにせよないにせよ、公にしなかったこともまた事実である。そこで次に、なぜ森が明治 12 年という時点で身体訓練を前面に出した教育のあり方を提示したのかを探っていく。

#### 4. 身体訓練の位置づけ

##### (1) 「教育論」の発表

人々を啓蒙し、合理的、自律的精神と国民としての義務を植え付け、自由を保障することにより、社会は予定調和的に望ましい方向へ発展していくと考えていたこの頃の森は、結果的に主知主義的ともとれる言動を示しており、教育における身体訓練の重要性を認識していたとしても、その学校教育への積極的な位置づけは示していなかった。森が身体に積極的な教育的意味を公言するようになるのは、明治 12 年(1879)10 月 15 日に東京学士会院第 13 会で述べた「教育論—身体ノ能力」、翌月 14 会での「生徒體育等ノ意見」<sup>8)</sup>からであり、ある意味でこれが大きな転換期といってよい。

「教育論」(『全集』1, 325-329 頁)で森が示したのは、三能力(智識、徳義、身体)のバランスよい発達が望ましいとする当時流行っていたスペンサーらの三育主義的な考え方を土台にしたものであり、「現今我國人ノ最缺所ノ者ハ、彼ノ至重根元タル三能ノ一、即身体ノ能力ナリ」(同上, 325 頁)と指摘している。この点については体操伝習所での普通体操導入の意図と変わりがないように受け取れる。実際、森の主張を三育主義的なものと解した者も多く、この議案を文部卿に建議するか否かの論議の中で、神田孝平は体操伝習所の開設などを挙げて反対し、結局建議されずに終わった(同上, 解説 124 頁)。

しかし、森の主張は単なる身体の調和的発達を目指すものではない。伝統的風土、封建的因習による七因を挙げ、それらが身体能力、そして気質まで損なったとし、旧来の「懶惰ノ弊」を改め、「敢為ノ勇氣」という前向きで力強い気質を作り出すために兵式体操を導入すべきだと説くのである。単に身体の壮健を目指しているのではなく、従来の弊を改め「敢為ノ勇氣」を得るためには普通体操では事足らず、兵式体操が必要だと主張する。なぜ「身体ノ能力」を利用するのかについては、身体能力を欠く者に対して法令や理論忠諭では効果がなく、従来の「経書ノ素読及寺門ノ通学」といった教育方法を変えるにしても歳月がかかってしまう。また「遊嬉ノ業」によって進めようとしても難しい。そこで、これらに代わる方法として「強迫体操ヲ兵式ニ取り、成リ丈普ク之ヲ行フヲ最良ト為ス、瑞西其他ノ國ニ行ハル、所ノ兵式學校ノ制ヲ參酌シ、我國相應ノ制ヲ立」(同上, 328 頁)てよと言うのである。強制的にでも兵式体操を導入し「身体ノ能力」を引き出すことにより弊を改め勇氣を得ることができるとの考えであり、これは従来の日本において多くの人々がもっていた身体及び身体観と大いに異なるものであった。

「教育論」が大きな転換点であるのは、まず森が教育政策を公に示したことである。さらに、「我國人ノ最缺ク所ノ者ハ」合理的精神や知識よりも「身体ノ能力ナリ」との見解を示し、「懶惰ノ弊」に陥った人々に

「敢為ノ勇氣」を身につけさせる方法として、強制的な身体訓練を通して人々の気質を変えることが可能だとした点である。以後、「学政片言」「閣議論」など論調を少しずつ変えながらもこうした考え方を明確に打ち出していった<sup>9)</sup>。明治15年、伊藤博文に送った「学政片言」では「眼前ノ缺典ハ則須ク速カニ之ヲ補充シ、以テ予メ後患ノ緒ヲ絶タサル可カラス其最モ急要ナル者ハ鍛錬法ナリ、是人民ノ氣質體軀ヲ鍛錬スルヲ指スナリ」、「身體強健ナレハ則精神亦自ラ發達シテ怠弛セサルナリ、又之ヲ鍛錬スル氣質ヲ鍛錬スル為メニ不可缺一事ナリ」(同上、333頁)と述べるに至る。この時、伊藤との交渉の中で文部大臣への足がかりをつけた森は、明治18年末に初代文部大臣となり、その考えを実行に移していく。

## (2) 「教育論」に至る契機

では、森がなぜ学校における身体訓練の導入を前面に出し、それを通じた国民づくりを推し進めるようになったのか。ここではその契機および背景を検討していく。

先に見たように、文部省入りが叶えられなかった森は、教育における身体訓練の重要性についての発言も含め、直接教育に関して発言しなくなり、日本での啓蒙活動、いわば間接的な教育活動に乗り出した。その代表は明治6年(1873)に発足した明六社の結成である。しかし、すぐに大きな困難に見舞われ、明治8年にはその活動を停止せねばならなかった。というのは、明治7年の「民撰議院設立建白」以来活発となった反政府の立場に立つ自由民権運動への抑制策として、明治8年に「新聞紙条例」改正、「讒謗律」制定がなされたからである。森をはじめ官僚も多く参加していたこの結社において、自分の信条、精神に基づく自由な意見が言えなくなることは根幹に関わる問題であった。森は活動の存続を希望したが、多数決の結果、出版などの活動を停止することになり、事実上の解散に至る。こうした言論統制は、啓蒙活動により西欧流の男女平等、信仰の自由、精神の自由などを説き、そうした意識を広めることによって人々を文明化された国民に育て、近代国家を早急につくりあげようとする森の企てを崩すものであった。

また明治10年(1877)にはそれまでくすぶり続けていた旧士族の不满が西南戦争として爆発し、植民地獲得競争が激化していた国際社会の中で日本の内的な脆弱さを暴露したのである。旧士族反乱を鎮圧し、明治政府はこの危機を乗り切ったが、翌11年には政府の最高実力者大久保利通が暗殺されるなど混乱が続く。さらに、先に見た自由民権運動と、これを抑圧しようとする明治政府という対立軸に沿った亀裂が一層深まっていった。自由民権運動はまず反政府活動であり、国家より人々の権利を主張するそのやり方は、森から見れば現実離れした「無謀な」運動と映ったに違いない。なぜなら、Life and Resources in America で述べたように、人民が十分に教化されていなければ、民主主義の運営は困難を極めると森は見ているのであるから。よって、十分な知識がある人々、責任能力のある人々によって国家運営は行われるべきであり(例えば「日本政府代議政體論」『全集』3、79-94頁)、一般の人々が十分に教化されるまでには時間がかかると考えていた。そのため森は、英語公用語論まで打ち出し、啓蒙活動を強制的かつ早急に行おうとしたのである。だが、森にとって非現実的で無謀と映ったであろう自由民権派の主張は勢いを増し、それへの対抗措置として政府は先に見たような弾圧を行っていく。こうした状況の中で自由主義的啓蒙による予定調和的な文明社会への変換という森のシナリオに大きな変更を迫らざるをえない。

しかしながら、森はまだ自由主義的な考え方を放棄したわけではなかった。明治11年後半頃に書かれた「教育令に関する意見書案」の中で、森は田中不二磨案と思われる自由主義的な「教育令」のあり方について、若干の問題点を指摘しつつも、概ね肯定している。ここで注目したいのは、小学では「人民自ラ之ヲ主トリ成丈政術者ノ制扞ヲ免カレシムヲ可トス」、中学という「重要ナル教育ハ専ラ學者有志ノ私立ニ委子普ク其營業ヲ行ハシムルヲ可トス」(『全集』1、324頁)と指摘している点である。「学校令」にあるような、国家による強制は見られない。この当時、森には自主自立的を重んじる自由主義的傾向がまだ色濃くある。

こうした中で、森のシナリオに大きな転換を与えたと思われる出来事が起こる。明治12年、自由主義的な色合いが強かった「教育令」の発布(9月)に先立つ8月、天皇の侍講元田永孚を中心に作られた「教学大旨」が政府の要職にあった人々に示された<sup>10)</sup>。天皇中心の儒教的徳育教育を押し進めようとの動きが活発化したのである。これに対し伊藤博文が反論として「教育議」を出し(9月)、さらに元田が「教育議附議」(9-10月)を返す論争が繰り広げられた。「教学大旨」が出された意図は、天皇を中心に据えた儒教的徳育

教育を行い、天皇への忠誠を誓わせることを通して人々の国家への忠誠を高め、国家統合を図ろうとするものである。元田もまた国家の分裂状況を收拾し、国民をまとめようとしている点で森の関心と共通するが、その方法論で大きく異なった。元田らは、祭政一致の立場から天皇を中心とした国教を作り、徳育により「幼少ノ始ニ、其脳髓ニ感覺セシメテ培養」(海後 1981, 88 頁)し、国民をまとめていこうというものであり、天皇を国教の中心に置き、徳育により精神的な忠誠を誓わせようとする政策である。

政府の要職にあった森は、当然このような内容について知っていたと思われる。国家のためとはいえ、国教を作りそれを人々に強制するやり方は、人間の自然権である信仰の自由、精神の自由を犯すものであるから、信仰の自由が誰にも犯されない絶対的な自然権だとする考え方を身につけた森には到底受け入れられるものではなかった<sup>11)</sup>。保守派のこうした動きに森が強い危機感をもったことは想像に難くない。

元田による「教学大旨」が出されたのが明治 12 年 8 月頃、森の東京学士院での演説が同年 10 月 15 日であり、この間には 2 ヶ月ほどの期間がある。これまで一般的には、大久保や園田(1975)が指摘するように、この時の森の発表はかなりまとまった内容であることから、「かねて抱懐していた教育意見を披瀝したもの」(『全集』1, 解説 118 頁)だとされてきたが、「教学大旨」を契機に「教育論」を用意した可能性は低くないと考える。確かに、「教学大旨」のみによって触発され、書いたものではないであろう。身体訓練にしても、森が以前よりもっていた考え方と異なるものではない。しかし、これまで沈黙していた学校教育について突然、公にまとまった発言をしたこと、自由主義的な「教育令に関する意見書案」からわずか 1 年ほど後に国家の教育への積極的関与を唱えるようになったこと、さらに「教育論」に見られる「社会論」から「国家論」へスタンスの変化(園田 1975, 65 頁)、つまり人々の啓蒙、文明社会化といった普遍的で漠然とした主張から、「国家」を意識した特殊的・具体的な主張をするようになったこと、などを考え合わせると、自由民権運動の激化や言論統制といった社会情勢の変化もさることながら、元田ら保守派の「教学大旨」のもつ意味が少なからずあると考えられる。これがここで辿り着いた結論である。

森はある意味で国家主義的になったとも言える<sup>12)</sup>。しかし彼が目指したのは、元田らとは異なる意味での国家主義であった。森は人々への身体訓練を通じての国家への忠誠を身につけさせることを目指すが、森の考える国家への忠誠とは園田が既に指摘しているように、「国家という政治『制度』への忠誠」である(園田, 46 頁)。個人の自由は自然権として絶対なのであるが、それは国家というものによって保障されてこそ個人は享受できるのであり、もし国家がそれを保障しないのであればツァーリズム(czarism)のように個人の自由は奪われてしまうのであるから、個人はその権利を保障する国家に対しては制度として忠誠を尽くさねばならない。国家への忠誠とは、精神的な絶対的忠誠ではなく、「制度として」の国家への忠誠であり、国家への忠誠という行動パターンの修得に他ならない。それは、ここで見てきた諸般の事情から、一時的ではあれ国家による強制的な教育を通じて早急になされなければならなかった<sup>13)</sup>。その方法こそが兵式体操という方法論であり、それは「型」の教育(生田 1989)とも言えよう。森の「国家論」の立場からすれば、そうした方法はまさしくふさわしいものであった。

## 5. おわりに

ここでの議論をまとめてみる。森は人間の根本的な権利としての自然権を認識しつつ、19 世紀後半の弱肉強食の国際社会では近代国家の独立があつてはじめて人々の自由が保障されるのであり、近代国家のシステム維持には国家に忠誠を尽くす国民形成が不可欠だということをいち早く理解していた。そのため手段として、諸事情から啓蒙的な方法による国民づくりを採らざるを得なかった森ではあるが、自由民権運動の高まりやそれへの対抗措置としての言論統制などからその方法論は行き詰まる。さらに「教学大旨」に見られるような元田永孚ら保守派による儒教主義的教育の台頭は、国民の精神統制であり、人間の自然権を奪うものであると森は考えたのではなかったか。これを契機として、森は教育政策へ再び積極的に関わろうとするようになり、以前からその重要性を認識していた兵式体操という身体訓練を学校教育へ取り入れ、自然権を犯すことなく「従順な身体」づくりを通しての「国民」形成を目論んだ。その端緒が「教育論」ではなかったか。検討する課題はまだ多く残るが、これがここで行き着いた結論である。



森のこうした強制的な国民づくりの方法は国家主義的と捉えられるが、それは天皇中心の国教により精神的統制を図り国家への忠誠を誓わせようとする方法を回避し、あくまで精神の自由は人間固有の自然権として守りつつ、近代国家における「国民の義務」という制度を通して、つまりはシステムとして国家へ忠誠を持たせようとする手段が身体訓練であった。こうした手法はこの時期、欧州の近代国家でも取り入れられ始めていた<sup>14)</sup>。

最後に森にとっての悲劇の要因を指摘しておくならば、森の考え方、現実認識における周囲との断絶の大きさである。兵式体操導入の意図、それに至る論理などは森独自のものであり、他者がそれを理解することは非常に困難であった。そうであるが故に、森という中心がなくなったとき、その政策意図や論理などは無視され、森が望まぬ方向へと結びつけられてしまう危うさを孕んでいたのである。

## 注

- 1) 西川を中心とする研究者の論考(1995, 1999), Fujitani(1994), 『思想』845号(1994年11月号)に掲載の佐々木克「天皇の巡幸と『臣民』の形成」、牧原憲夫「万歳の誕生」、吉見俊哉「運動会の思想」(参考文献に掲載せず)等の諸論文は、日本における国民国家形成過程を様々な角度から明らかにしている。
- 2) 実際森は、兵式体操以外にも様々な身体を利用した国民形成装置を準備していった。兵式体操導入に伴う陸軍下士官を真似たとされる洋装制服の導入、運動会や修学旅行の実施、祝祭日儀礼の取り入れなどを挙げることができよう。(佐藤 1963, 1968, 安東 1993, 1996, 吉見 1994, 吉見他 1999 など)。
- 3) 文部省外でも学校への兵式訓練の導入が説かれてきた。まず明治6年に山田顕義が「建白書」で、さらに明治12年の「徴兵令」改正に絡んだ元老院での審議に際して中島信行や佐野常民らの発言(能勢 1995, 206-208頁)では、西欧の学校を引き合いに出しつつ、国民皆兵の観点から軍事目的で兵式体操の学校への導入を説き、改正後は文部省が次の改正に向けての課題として「兵隊訓練ヲシテ幾分カ各学校ノ体操ニ代用セシムベキ」(217頁)などとした。森は「教育論」の中で「兵式ヲ取ルノ主眼ハ、専ラ其教育セラル、所ヲ身體上ニ行フニ在リテ、決シテ軍務ノ為ニ設ケ、意想ヲ其間ニ寓セシ者ニ非サル」(『全集』1, 328頁)と述べており、中島や佐野の兵式体操導入意図との違いに注意する必要がある。
- 4) 実際には、明治18年より兵式体操を取り入れている学校も多い。例えば山口中学では、「兵式教練が学校体操に取り入れられ、全国的に行なわれはじめたのは明治十八年十一月からである。本校においては十七年より計画があり、十八年二月に中学校諸則を改正し、体操科に新たに歩兵操練を設けたのがはじまりである。すなわち、この年三月県庁よりパール銃三〇挺を借り、十三日にはじめて体操場において演習を実施した。指導教官は陸軍一等軍曹指原総平・同二等軍曹溝部与三であり、文部省、県庁よりエンピール銃・レカルツ銃・スナイドル銃・剣・背負革・胴乱・帯革・剣刺などの交付があり、大いに成績をあげた」(山口県立山口高等学校 1972, 52頁)とある。府立大阪中学校でも明治17, 18年に歩兵操練を実施したようだ(大阪府立北野高等学校 1973, 187頁)。しかし、制度的に整い、制服や備品も含めて本格的にどの学校でも行われ始めたのは明治19年からである。
- 5) 後のこととなるが、明治15年に伊藤博文は「今の人物を通観するに……政治の進歩を謀る教育に基くの必要なるを説く者あるも。自ら奮て教育の事を擔當せんと欲する者あるを見ず。縦令之あるも。其人自ら學を好む者に非されは竟に其事を成し得る能はさるとトするに足る」(木村 1899, 131頁)と森を評している。有能な政治家にあって教育をその第一の職務にしようとする者が極めて少ない風潮の中、国家の近代化を考えると教育こそが大事な鍵を握ると森は考え、それに同意した伊藤は反対を押しても森を後に文部大臣に抜擢したのである。
- 6) スпенサー思想の特徴の一つは、有機体が進化すると同様に社会も進化するものとして捉える有機体進化の思想である。社会進化は諸部分の個性化と相互依存化によって進展するのであるから、産業社会における個人とは、当該社会の要求する条件に適応させていく存在に他ならないとする。同時に彼は、自己保存を図る上で個々人の権利を自然権として絶対的に肯定し、非干渉的自由主義の立場から個人の自由を擁護する。これがもう一つの特徴である。森はスเปนサーの影響を強く受けており、明治

- 6年の帰国の際、直接スポンサーに日本社会の発展について意見を求めた。スポンサーはその社会の伝統に「graft(接ぎ木)」をするというやり方での再編が望ましいとする保守的忠告をしたとされる。(山下 1983)
- 7) この「練兵」は明治9年時点では実施できず、演武場が竣功し、陸軍少尉加藤重任を得た明治11年より正課として始まった(蝦名 1980, 67頁)。
  - 8) 大久保利謙『全集』1, 解説 119頁。その発表内容については不明である。
  - 9) 森は決して自由主義的な考え方を捨て、国家主導のあり方を是としたわけではない。明治21年9月「東京府下公立小学校校長学務課員郡区長及び府会議員に対する演説」(『全集』1, 629-634頁)において教育の「地方自理」を強く説いたとき、日本の状況下では国家主導の「学校令」を敷かざるを得ないが、将来は地方の自理に任せようとの自由主義的傾向がそこには見える。国家主導は現状における止むに止まれぬ手段なのである。
  - 10) 「教学大旨」が出された時期の推定については海後(1981, 51頁)より。
  - 11) 後のことではあるが、森は明治19年には師範学校及び尋常中学校の「学科及其程度」において儒教的な修身に代わって倫理を学科目に置き、同年5月においては「小学校の学科及其程度」において修身教科書によらず教師の談話によることとしている。翌20年に至っては、修身教科書の使用を禁止している。このように、森は上から国家への精神的忠誠を強いることに対して距離を置こうとした。
  - 12) 森についての諸先行研究(武田 1957, 永井 1969, 園田 1975 他多数)が指摘しているように、後半期の森は国家主義的傾向が強くなっている観は否めない。しかし、これは元田らとの同化ではない。注の9), 11)でも見たように、森は自然権の侵害には敏感であり、一線を画している。日本が置かれた社会的・政治的状況を考慮した上での過渡的手段として、国家主義的傾向が強くなったと考える。
  - 13) 日本における政府の役割については後の明治16年に書かれた『日本政府代議政體論』に詳しい。これについて犬塚は森における国家と国民の関係を次のように述べている。「国家とは…個人の自由権を保護し、国民の幸福増進を促すために機能すべき装置以外の何物でもなく、それは「国家と国民ないし国民相互の約束に基づいて作られた制度である以上、その制度を円滑に運営して、自己の自由権を守るために、国民自らもまた、国家に対して厳しい責務を負っている」(犬塚 1986, 243頁)。よって、「そうした責務を明確に自覚し得る気質と能力を兼ね備えた国民を作り出すことこそ、制度としての教育に与えられた使命である」(244頁)。また園田は、森が考えた国民の国家への忠誠とは「国家という政治『制度』への忠誠」であり「単なる国家への愛着ではない」(1975, 46頁)と指摘する。
  - 14) 欧州でも兵式体操などを導入して国民意識を高めようとしていた。ドイツではシュピース(Spiess, A.)が臣民育成のため兵式訓練を取り入れていたし(成田 1977)、スイスでは1879年、新兵徴募試験のために国民学校へ体育を必修として取り入れた(遠藤 1987)。フランスでも1882年に「学校生徒大隊」を制定し、盛んに兵式体操を奨励した(石橋・佐藤 1968, 110頁)。愛国心と国家への忠誠心を育むための手段として体操が盛んに行われ始めたのである(Van Dalen, D. B. et al 訳書 1976, 今村 1989)。

## 引用・参考文献

- 愛知県立旭丘高等学校 『鯨光百年史』(1977)
- 安東由則 「身体政治学のために(1)－明治期山口県における中等学校運動会の社会史－」『山口芸術短期大学紀要』25巻, pp.25-35(1993)
- 安東由則 「近代学校の『身体規律』に関する社会学的考察－明治期中等学校の男子制服を手がかりに－」『子ども社会研究』2号, pp.61-74(1996)
- 大日本教育會 『大日本教育會雑誌』2号(1883)
- 蝦名賢造 『札幌農学校』 図書出版社(1980)
- 遠藤盛男 『スイス国民学校の制度史研究』 風間書房(1987)
- 遠藤芳信 『近代日本軍隊教育史研究』青木書店(1994)

- Foucault, Michell., (1975) (田村俣訳)『監獄の誕生』新潮社(1977)
- Fujitani, Takashi., (米山リサ訳)『天皇のページェント』日本放送出版協会(1994)
- Hall, Ivan. Parker., *Mori Arinori*, Harvard University Press(1973)
- 林竹二 『林竹二著作集 2 森有礼ー悲劇への序章』筑摩書房(1986) [「森有礼研究第一」, 「森有礼研究第二」]として『東北大学教育学部研究年報』15号(1967), 16号(1968)に初出]
- 広島県立国泰寺高等学校 『広島ー中国泰寺高校百年史』(1977)
- 広島県立誠之館高等学校 『誠之館百三十年史』(1988)
- 北海道大学 『北大百年史 札幌農学校資料(一)』(1981), 227頁
- 生田久美子 『「わざ」から知る』東京大学出版会(1987)
- 犬塚孝明 『若き森有礼ー東と西の狭間で』KTS 鹿児島テレビ(1983)
- 犬塚孝明 『森有礼』吉川弘文館(1986)
- 今村嘉雄 『修訂十九世紀に於ける日本体育の研究』第一書房(1989)
- 石橋武彦・佐藤友久 『増補 日本の体操』不昧堂書店(1968)
- 伊澤修二君還暦祝賀会編 『楽石自伝教界周遊前記』(1912)
- 鹿児島県立図書館 『薩摩の郷中教育』(1972)
- 海後宗臣 『海後宗臣著作集 第十卷 教育勅語成立史研究』東京書籍(1981)
- 上沼八郎 「森有礼の教育思想とその背景」小西四郎・遠山茂樹編『明治国家の権力と思想』吉川弘文館, pp.209-272(1979)
- 木戸公伝記編纂所 『木戸公文書 第四』日本史籍協会(1930)
- 木村力雄 『異文化遍歴者 森有礼』福村出版(1986)
- 木村匡 『森先生伝』金港堂書籍(1899)
- 木村吉次 『兵式体操成立過程の再検討』体育学研究, pp.43-50(1998)
- 木下秀明 『日本体育史研究序説』不昧堂出版(1971)
- 木下秀明 『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院(1972)
- 松本彦三郎 『郷中教育の研究』第一書房(1943)
- 三重県学事課 『三重県学事年報』各年
- 文部省 『文部省年報』各年
- 永井道雄 『近代化と教育』東京大学出版会(1969)
- 成田十次郎 『近代ドイツスポーツ史』I 不昧堂出版(1977)
- 西川長夫・松宮秀治編 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社(1995)
- 西川長夫・渡部公三編 『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房(1999)
- 能勢修一 『明治期学校体育の研究ー学校体操の確立過程ー』不昧堂出版(1995)
- 大久保利謙編 『森有礼全集』1~3巻 宣文堂書店(1972)
- 大阪府立北野高等学校 『北野百年史』(1973)
- 佐藤秀夫 「わが国小学校における祝日大祭日儀式的形成過程」『教育学研究』30-3, pp.43-52(1963)
- 佐藤秀夫 「学校行事の成立」『教育』229号, pp.24-36(1968)
- 園田英弘 「森有礼の思想体系における国家主義教育の成立過程ー忠誠心の射程ー」『人文學報』39号, pp.1-73(1975) [園田英弘『西洋化の構造』思文閣(1993)に他論文とまとめられて再録]
- 武田清子 「森有礼における教育人間像」『ICU教育研究』4号, pp.46-89(1957)
- 瀧澤利行 『近代日本健康思想の成立』大空社(1993)
- Van Dalen, D. B. et al.(1971), (加藤橋夫訳)『世界の体育史(新版)』ベースボールマガジン社(1976)
- 山口中学校 『山口中学校学事年報』各年
- 山口県立山口高等学校 『山口県立山口高等学校百年史』(1972)
- 山下重一 『スパンサーと日本近代』御茶の水書房(1983)
- 吉見俊哉・白幡洋三郎他 『運動会と近代化』青弓社(1999)